

岡崎市監査委員公告第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項並びに岡崎市監査基準第4条第1項第1号及び第2号の規定により実施した定例監査等の結果は、別紙のとおりである。

令和4年4月27日

岡崎市監査委員	岡 島	讓
同	長谷川	龍 伸
同	小木曾	智 洋
同	鈴 木	英 樹

# 定 例 監 査 の 結 果

## 1 監査の種類

地方自治法第199条第2項及び第4項並びに岡崎市監査基準第4条第1項第1号及び第2号の規定により実施する監査

## 2 監査の対象

消防本部 総務課、予防課、消防課、共同通信課、中消防署、東消防署、西消防署

## 3 監査の実施期間

令和3年11月29日～令和4年4月27日

## 4 監査の対象期間

令和2年4月1日～令和3年3月31日

## 5 監査の着眼点

財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び事務の執行が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかについて監査した。

## 6 監査の実施内容

岡崎市監査基準の規定に基づき、提出された監査資料を参考とし、関係書類を試査するとともに、消防長等の説明を聴取して監査を実施した。

## 7 監査の結果

各事務は、法令等に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているとおおむね認められたが、次のとおり改善・検討を要する事項等が見受けられた。

総務課

1 消防団連合会補助金の交付事務において、消防団連合会から消防団等へ運営費として間接市費補助金を交付しているが、その実績報告について、次のとおり不備な点が見受けられたため、適正な処理をされたい。

- (1) 補助対象期間外の事業に係る経費を補助対象経費に含めているものがあつた。
- (2) 補助対象外経費を補助対象経費に含めているものがあつた。

2 防火水槽等の消防施設用地として借り受けている土地について、土地使用貸借契約に関する内規に基づき謝礼金を支払うこととされているが、次のとおり不備な点が見受けられたため、適正な対応をされたい。

- (1) 土地所有者の変更を十分に把握しておらず、土地所有者以外の者に謝礼金を支払っているものがあつた。
- (2) 消防施設の設置場所が私有地であることを把握していなかったため、土地使用貸借契約を締結せず、土地所有者へ謝礼金を支払っていないものがあつた。

なお、これらの不備については、消防施設用地について、土地所有者等の把握及び管理が十分にされていないことが原因であると思料されるため、防火水槽等を所管する消防課と連携を強化し、適正な対応に努められたい。